

社会福祉法人花巻市社会福祉協議会宮野目障害者基準該当生活介護事業所
運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人花巻市社会福祉協議会(以下「本会」という。)が開設する障害者基準該当生活介護事業所(以下「事業所」という。)が行う指定通所介護事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、身体、知的又は精神に障害があり日常生活を営むうえで支障がある者(障害児を除く。以下「障害者」という。)に対し、適正な指定通所介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所は、障害者の心身の特性を踏まえて、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者又はその介護を行う者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事の介護、機能訓練等を行うものとする。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービス機関等との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 花巻市社会福祉協議会宮野目障害者基準該当生活介護事業所
 - (2) 所在地 花巻市西宮野目第6地割97番地1(宮野目デイサービスセンター)
- (職員)

第4条 事業所に勤務する職員は、本会指定通所介護事業所運営規程で定める指定宮野目通所介護事業所の職員をもって充てる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、12月29日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前9時から午後5時までとする。

(利用定員)

第6条 事業所の1日当たりの利用定員は、5人とする。

(事業の内容及び利用料等)

第7条 事業の内容は次のとおりとし、通所介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該通所介護が法定代理受領サービスであるときは、その1割の額とする。

- (1) 基本事業
ア 生活指導 イ 日常動作訓練 ウ 機能訓練 エ 家族介護教室 オ 健康チェック
- (2) 通所事業
ア 入浴サービス イ 給食サービス ウ 送迎サービス
- (3) その他必要な事業

2 次条に規定する通常の事業の実施地域を越えて行う支援に要した交通費は、当該

実施地域を越えた地点から1キロメートル当たり25円を徴収する。

- 3 食費として、200円を徴収する。
- 4 前2項に掲げるもののほか、事業所において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用は、徴収する。
- 5 前3項に掲げる費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名又は記名押印を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、花巻市の区域とする。

(サービス提供に当たっての留意事項)

第9条 管理者は、機能訓練等の目標、当該目標等を達成するための具体的なサービスの内容を記載したサービス計画を作成し、その内容を利用者及び家族に説明する。

- 2 職員は、サービス計画の実施状況及び達成状況を記録する。
- 3 職員は、懇切丁寧に支援を行うことを旨とし、利用者又はその介護を行う者に対し、サービスの提供方法について理解しやすいように説明する。
- 4 職員は、介護技術の進歩に対応し、適切な支援技術をもってサービスを提供する。
- 5 事業所は、常に利用者の心身の状況を的確に把握し、必要に応じ利用者の心身の特性に対応したサービスの提供ができる体制を整えるとともに、提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図る。

(緊急時における対応方法)

第10条 職員は、支援を実施中に、利用者の心身の状況に異変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医又は協力医療機関に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(非常災害対策)

第11条 事業所における非常災害対策は、本会防災管理規程に基づき行う。

(虐待防止)

第12条 職員は、利用者に対し暴力、長時間放置又は心理的言動などによる虐待行為をしてはならない。

- 2 職員は、利用者に対する虐待行為を発見しやすい立場にあることを自覚し、その早期発見に努めるとともに、虐待を受けたと思われる利用者を発見したときは管理者に報告し、管理者は速やかに所轄する福祉事務所に通報しなければならない。
- 3 職員は、国及び地方公共団体が講ずる虐待防止のための啓発活動及び虐待を受けた者のための施策に協力するよう努めなければならない。
- 4 事業所は、利用者の人権擁護、虐待防止等のため、次の措置を講ずるものとする。
 - (1) 虐待防止等に関する責任者の選定及び措置
 - (2) 苦情解決体制の整備
 - (3) 職員に対する虐待の防止等を啓発・普及するための研修の実施
 - (4) 虐待の防止及び身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を設置するとともに、委員会での検討結果を職員に周知徹底

(苦情処理)

第 13 条 事業所は、提供した通所介護に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するものとする。

2 事業所は、提供した通所介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会の指導又は助言を受けた場合においては、その指導、助言に従って必要な改善を行うものとする。

(事故発生時の対応)

第 14 条 事業所は、利用者に対する通所介護の提供により事故が発生した場合には、速やかに花巻市、利用者の家族、障害者居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所は、通所介護の提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに賠償を行う。

3 事業所は、前項の賠償のために、損害賠償責任保険に加入するものとする。

(個人情報保護)

第 15 条 事業所は、利用者の個人情報について本会個人情報保護規程を遵守し、適切な取扱いに努めるものとする。

2 事業所が得た個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則として利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の同意を得るものとする。

(その他運営についての留意事項)

第 16 条 事業所は、職員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるとともに、業務体制を整備するものとする。

(1) 採用時研修 採用後 1 カ月以内

(2) 継続研修 年 2 回

2 職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。

(補則)

第 17 条 この規程に定めるもののほか運営に関する必要な事項は、本会と管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和元年 11 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 5 年 2 月 1 日から施行する。ただし、第 7 条の規定は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。